Ｆ№８・３・２（Ｃ）

令和　年　　月　　日

担当医　様

秦野市教育委員会

教育長　佐　藤　直　樹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印・契印省略）

食物アレルギー対応に係る「学校生活管理指導表」の作成について

（お願い）

日ごろから本市の学校保健に対し、格別なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、学校給食において食物アレルギーに関する特別な配慮や管理が必要な生徒の保護者には、医師の診断結果の提出を求めています。

つきましては、貴院を受診した生徒の診断結果について、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成をお願いいたします。記入していただくのは表面上段の「アナフィラキシー/食物アレルギー」の欄のみで結構です。

なお、令和４年４月からの保険適用対象について、御配慮いただきますようお願いいたします。

＜参考：中学校完全給食の食物アレルギー対応＞

中学校完全給食の食物アレルギー対応は、「学校給食における食物アレル　　ギー対応指針（文部科学省）」に基づき、次のとおり行います。

１　学校給食の安全性を最優先としながら、食物アレルギーを有する生徒にもできるだけ給食を提供します。

２　食物アレルギー対応食は、特定原材料７品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）を全て除いた「完全除去食」とします。なお、安全性確保の観点から、代替食の提供は行いません。

３　生徒一人ひとりに合わせた提供方法は、対象となる生徒と保護者、学校及び学校給食センター栄養士が面談し、医師の診断結果を踏まえて決定することとします。

事務担当：学校教育課（学校給食担当）

電　話　：８６－６５２５（直通）